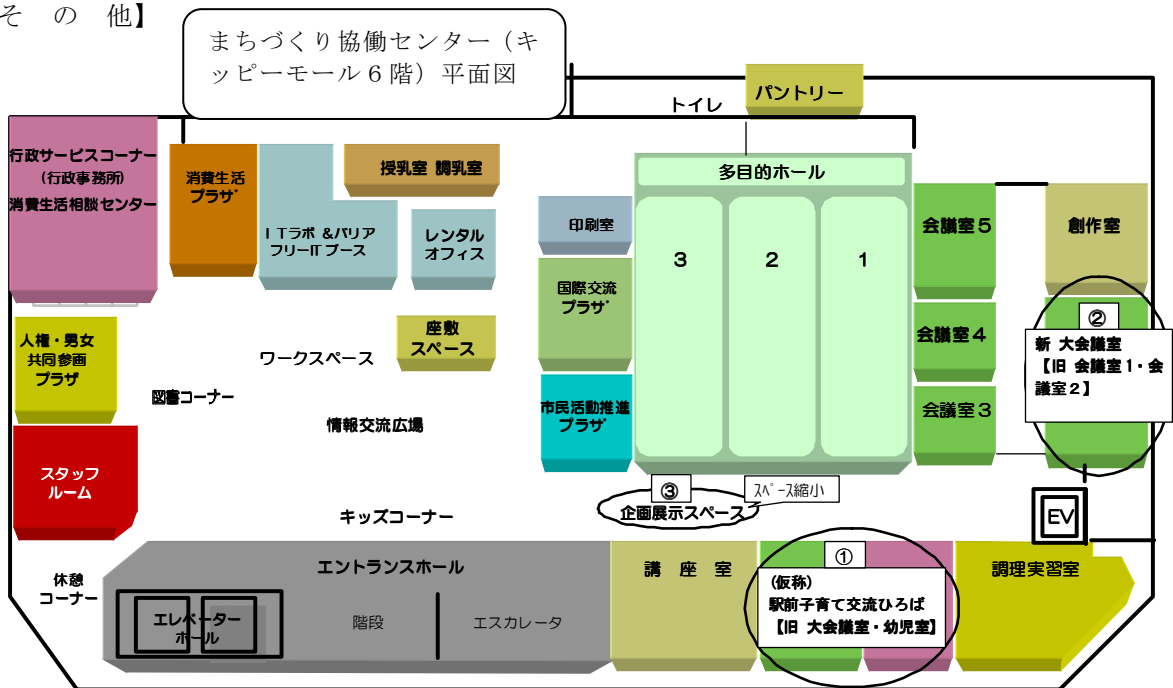


議案第38号	三田市まちづくり協働センター条例の一部を改正する条例の制定について
まちづくり協働センター	まちづくり協働センター内に「(仮称) 駅前子育て交流ひろば」が開設されることに伴い、当該センター内にある幼児室、大会議室等の仕様変更等をする必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。

- 【趣 旨】 「(仮称)駅前子育て交流ひろば」の開設に伴い、幼児室と大会議室、会議室1と会議室2等の仕様変更及び使用料の改正する必要が生じたため、三田市まちづくり協働センター条例の一部を改正する。
- 【関係法令】 地方自治法第244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止）
- 【内 容】 ●施行期日が異なるため、3段階に分けての改正
- 1 別表中大会議室の項及び幼児室の項を削る。→駅前子育て交流ひろばの設置工事を行うための改正
  - 2 別表中会議室1及び会議室2の項を削る。→(新)大会議の設置工事を行うための改正
  - 3 (仮称)駅前子育て交流ひろばの設置に伴う会議室等の使用時間、休所日の規定等（第3条、第3条の2、第3条の3、別表関係）
- 【施行期日】
- 1→平成23年8月1日
  - 2→平成23年9月1日
  - 3→条例の公布の日から6か月以内で規則で定める日
- 【予算措置】 (仮称)駅前子育て交流ひろば整備関連経費として 21,183千円計上

【そ の 他】



※ (仮称) 駅前子育て交流ひろばの一部については、曜日、時間帯によって幼児室となる。